# 外部人材募集窓口のワンストップ化
## －地域の教育力を結集する「彩校応援団」－

「朝勉の会」埼玉県危機管理防災部危機管理課都道府県等派遣　宮寺　修也
埼玉県立がんセンター事務局　新井　賢一
埼玉県立滑川総合高等学校　大栗　徹
埼玉県立上尾橘高等学校　大野　樹
埼玉県立狭山緑陽高等学校　藤田　正博

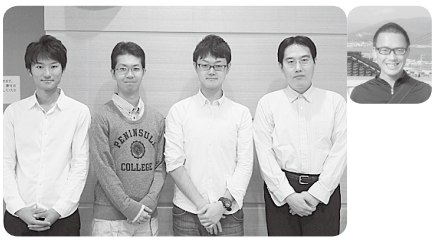

### 1　はじめに

本稿は、地域の埋もれた教育力を掘り起こすために、県教育局各課において個々に所管する外部人材募集窓口（人材バンク）をワンストップ化し、パッケージ化することで応募者及び学校側の利便性向上、事務の効率化及び適正な地域人材のマッチング率向上を果たす方策を検討するものである。

このため、外部人材活用の現状や背景を探りながら、他都府県及び本県での取組を比較するとともに、実現可能性の観点から３段階に分け、改善案の提案を行う。

### 2　外部人材活用の背景

1984年（昭和59年）に設置された臨時教育審議会を経て、87年（昭和62年）の第三次答申に「地域に開かれた学校の推進」が盛り込まれた[1]。以来、今日に至る四半世紀の間、重要なテーマとして全国の学校で取り組まれてきた。

その間、家族構成や、生活環境、人間関係が複雑多様化し、従来どの家庭においてもごく普通に行われてきた子どもをしつけること、すなわち親が生活習慣を子どもに習得させる能力が低下し、家庭や地域の教育力の低下が大きく取り沙汰されるようになった[2]。

また、2006年（平成18年）に実施された全国公立小中学校教員勤務実態調査では、教員の超過勤務が常態化している状況が明るみとなった[3]。このため、生徒に対してきめ細やかな指導を行う時間の確保が課題として認識され、教職員の勤務負担をサポートする体制の充実が必要とされたのである。

こうした状況を受け、従前にもまして学校、家庭、地域の連携協力が必要不可欠とされ、平成18年12月に制定された改正教育基本法第13条の中に、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に関する規定が新設された。この規定を具現化する事業の一つとして「学校支援地域本部事業」が平成20年度から全国的に実施されることとなり、外部人材を活用する土壌が整うのである[4]。

### 3　義務教育諸学校に広がる学校応援団

このような国の動向を受け、本県においては、平成17年度からの「元気な学校をつくる地域連携推進事業」の展開を経て、平成20年度以降は「学校応援団推進事業」として、小学校区を単位として県内の全小中学校を対象に事業が展開された。

本県での学校応援団の[5]組織率は、小学校において平成17年度当初は１％であったが、平成24年２月１日には100％を達成している。中学校においても平成20年度の33％から、現在97％と大幅に増加している[6]。

さらに、平成24年度から学校応援団の一員として活動する人材をサポート登録者として登録し、他校においても積極的に活動できるようにする「学校

応援団サポート登録制」が創設された。このように、義務教育諸学校においては量的側面の充足だけでなく、質的側面においても一層の充足が進んでいる。

一方、県立諸学校においては、平成20年３月の中学校学習指導要領の改正による中学校武道及びダンスの必修化に伴い、高校でも選択科目として導入への対応が迫られている。

また、学校設定科目「伝統・文化」の設置[7]に伴う体験学習の充実や、キャリア教育の推進等、学校教育現場には多様な期待が寄せられている。

このように、教職員の業務は量的にも質的にも増加が見られ、外部人材活用の必要性・重要性が高まっており、全県的なサポート体制の構築が急務となっている。

## ４　埼玉県での外部人材活用の取組

埼玉県の県立諸学校において、外部人材の活用事業及び○○○バンクの取組は以下のとおりである。

**＜表１：埼玉県教育局内人材バンク事業＞**

| | |
|---|---|
| （1） | 県立学校支援ボランティアバンク |
| （2） | 特別支援教育支援ボランティアバンク |
| （3） | 学習アドバイザー |
| （4） | 運動部活動外部指導者 |
| （5） | 運動部活動インターンシップ |
| （6） | スポーツリーダーバンク |
| （7） | 生涯学習ステーション指導者登録制度 |

また、取組の概要は以下のとおりである。

（１）県立学校支援ボランティアバンク
◎概要：地域の民間教育力活用、学校と地域の連携強化をねらいとした、教科、総合的な学習の時間内での学習支援、部活動支援、キャリア教育への支援、学校行事等支援。
◎対象：高校生を除く18歳以上の個人又は団体。
◎登録方法：学校ごとに募集する「スクールサポート方式」と、所管課で一括登録する「バンク方式」の２方式。提出された履歴書をもとに面談を行い活動決定。
◎報酬等：謝金として１日2,000円以下、無償支援の申し出があれば受けることも可能。活動に当たって、傷害保険の適用がある。

（２）特別支援教育支援ボランティアバンク
◎概要：特別支援学校における学習支援、学校行事等支援。
◎その他は、（１）県立学校支援ボランティアバンクと同内容。

（３）学習アドバイザー
◎概要：教科でのチームティーチング、教員の授業補助や放課後の個別指導・相談など。
◎対象：主に大学生が対象。
◎登録方法：登録票提出者を随時採用。
◎報酬等：１時間あたり2,000円。

（4）運動部活動外部指導者
◎概要：専門的指導力を有する外部人材の活用による県立学校の部活指導者の資質向上と部活動の活性化
◎対象：公立諸学校常勤職員を除く、専門的指導力を有する地域人材。
◎登録方法：学校長の推薦を受けた者又は大学、スポーツクラブ、競技団体、NPO等諸団体の中で教育長の選考する者。
◎報酬等：指導実績に応じ１日3,000 ～ 5,000円。外部指導者にはスポーツ傷害保険が適用される。

（5）運動部活動インターンシップ[8]
◎概要：対象となる３７部活動の中で、中学生（さいたま市立も含む）・高校生に技術を指導し、スポーツの素晴らしさを体感してもらうとともに、教員志望者に教育実践の機会を与える。
◎対象：埼玉県の保健体育教員を目指す大学生、非常勤講師。
◎登録方法：大学生は申込書を郵送で提出、非常勤講師は勤務校の推薦書を提出の上、指導者講習会に参加する。
◎報酬等：なし。本人負担でスポーツ安全保険に加入。ただし、事業修了者には修了証が交付され、教員採用選考志願書のボランティア欄に記載可能。

（6）スポーツリーダーバンク
◎概要：市町村体育課やリーダーバンク[9]の要請に応じて、スポーツ理論や実技指導、健康・安全への指導、スポーツ大会運営等事業に協力できる者を登録する。
◎対象：生涯スポーツに十分な理解と知識を有する者。
◎登録方法：選定基準を満たす者にスポーツ研修センターから登録依頼。
◎報酬等：なし。スポーツ傷害保険の加入及び諸経費は事業依頼者が負担。

（7）生涯学習ステーション指導者登録制度
◎概要：生涯学習の指導者をバンク方式で登録し、利用者と指導者とを仲介し、地域での学びを支援する。
◎対象：政治的、宗教的、営利的中立性を保ち、生涯学習に意欲のある者。
◎登録方法：指導者登録様式を提出する。
◎報酬等：なし。

以上挙げた埼玉県における主な人材バンク事業は下表のように類別できるだろう。

**＜表２：埼玉県の人材バンク事業類型＞**

| |
|---|
| （1）～（3）・・・「学校応援団型」 |
| （4）～（5）・・・「運動部活動支援型」 |
| （6）～（7）・・・「地域プロフェッショナル型」 |

３類型にわたる７つのバンクのうち、１～５は主として県立学校現場への協力者を募る仕組みであるのが特徴である。人材を求める学校側と、学校現場に寄与したいと考える応募者側とをマッチングする大変意義ある事業である。

しかしながら、各事業が所管課・担当ごとに管理されており、業務として非効率である。窓口や情報が分散されているために、学校側、応募者の双方にとって利用しづらいものとなっている。

例えば、（１）の県立学校支援ボランティアバンクの活用実績は、様々な分野で協力可能な個人・団体が78も登録されているのに対し、平成23年度活用実績はなく、運用に課題があると言えそうである。

意欲ある地域人材の協力を得やすくし、応募者側と学校側のミスマッチを解消するため、教育局の所管する外部人材活用関連事業のための統一された窓口（ワンストップサービスの提供）が必要である。

## ５　他都府県での外部人材活用事例

都道府県レベルで実践されている[10]人材バンク事業をみると、２つに大別できる。一方は「教員免許保有者登録型」[11]で、もう一方は、表２に挙げた１～７の類型を全て包含する「地域力結集型」である。

本稿においては、ワンストップ化を想定する後者の型について、先行事例を詳しく見ることとする。

### ①　大阪府学校支援人材バンク

大阪府では、平成11年という早い段階から人材バンク事業が実施されている。優れた知識や技能を有する多様な人材の活用が児童生徒の学習意欲等を育む、という趣旨から、登録対象者は公的団体やそれに準ずる団体から推薦を受けた者に限定している。

登録された人材は、教科学習・部活動・体験学習のいずれかの分野で、小・中・高・特別支援・高等専門学校と学校種別を問わず広い範囲で活用される。

また、人材を求める学校側が、システムを通じて情報提供してもらえる仕組みとなっている。

バンク登録者は平成23年12月31日現在、5,471人で、活動実績に基づき交通費相当の謝礼が支払われる。

### ②　東京都教育庁人材バンク

東京都では、学校における業務の高度化・多様化及び業務の増加、さらには教職員の定年退職の増加を受け、いかに現場の専門的技能を継承するかという課題があった[12]。そこで、平成22年度からモデル校事業として始まり、現在は広く実施されている。

登録は、学習指導又は部活動指導のいずれかで、活動の範囲は大阪府同様、学校種別を問わない。学校の求めに応じて人材バンクのコーディネーター[13]がマッチングするのが特徴的といえる。

同様のコーディネーターを設置している事例は、平成20年度から実施している東京都八王子市の教育支援人材バンク[14]がある。ここでは、指定した学校を人材バンク学校事務局として、コーディネーターを非常勤職員として各学校に１名ずつ配置している。

東京都では登録者も非常に多様かつ豊富で、平成24年７月の時点で3,400人を超える。都内所在の大学も多いことから、大学生の登録者が多く、退職教員互助会や各体育協会、退職校長会との連携や各種団体、企業からの登録も多い。

報酬は人材バンクからは一切支出されない[15]が、活動にあたっての各種傷害保険が適用される。

また、事業の活動内容、実績がジンザイバンクニュース[16]として開かれているのも特徴である。

### ③　長崎県教育活動サポート人材バンク

長崎県では、平成19年度から事業が実施されている。登録者を「地域の達人」として登録、呼称している。

登録者の活動範囲が広く、学習活動・体験活動や教職員（教員、事務職員）の研修、ＰＴＡ活動のボランティア、生涯学習の講師など、多岐にわたる。表２の学校応援団型と地域プロフェショナル型の両方の特徴を包含している。

また、登録者が人材バンクに登録する際、200分野にわたる詳細な登録分類表があるため、どのような分野で協力できるのか、ひと目で分かるよう配慮されている。また、事務局側がマッチングを行う上でも、非常に有用である。

人材バンク事務局は、登録者の情報を、承諾のある範囲でウェブ上に掲載し、それを見た依頼者からの連絡を受けて、登録者と調整を行う仕組みである。

なお、報酬や諸経費、ボランティア活動保険は、依頼者負担となっている。

## 6　「彩校応援団コンコース」の創設[17]

このように他都府県の事例と本県における外部人材活用事業とを比較検討すると、本県における外部人材活用の在り方を見直す必要性があると言わざるを得ない。そこで、以下のとおり「彩校応援団」を提言する。

**＜図１：彩校応援団事業のロードマップ＞**

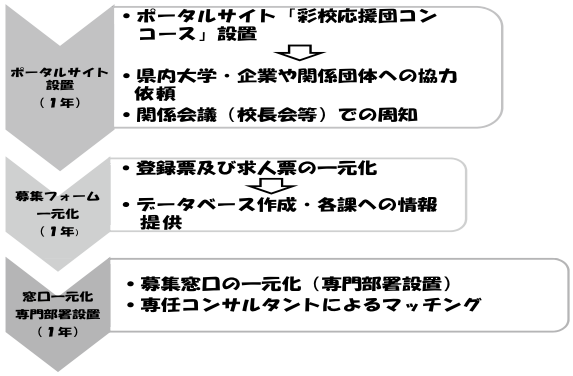


### （1）情報を一元化するポータルサイトの設置

まず、「彩校応援団」のポータルサイト「彩校応援団コンコース」を開設する。教育局各課所管の外部人材活用関連事業の情報を集約し、事業の概要や連絡先等を網羅し掲載する。こうした情報を掲載することにより、各事業に応募する協力希望者、協力を依頼する学校側担当者、そして両者を調整し運用する教育局各課の担当者が、教育局内の外部人材活用関連事業を総覧的に把握できる環境を整備する。

なお、作業の省力化のため、各事業の詳細説明等については、基本的に各課既設のウェブページへのリンク等で流用する（本事業のために新たに作成はしない）。また、この段階では、各事業の概要や連絡先情報をポータルサイトにまとめるだけで、応募や求人への対応などは、それぞれの連絡先窓口の担当者がこれまでどおりに対応することとする。

一方、ポータルサイトの設置により、これまで分立していた各事業をパッケージとして効率的にアピールすることができる。例えば、県立学校や包括協定を結んでいる企業・大学等への周知・協力依頼や、関係会議（校長会等）での周知・協力依頼などの広報活動を行う（応募者には人材登録を、学校側には各事業の活用を呼びかける）。

この段階では、関係者への事業ＰＲを効率よく行うことができ、人材登録数と事業活用数といった、数的側面での充足が期待できる。

### （2）登録様式と提出窓口の統一及び情報の蓄積

次に、各課・各担当者が扱う各事業の応募用の登録票をまとめて、一つのフォームに統一する。また、学校で活用したい人材を記載する求人フォームを作成する。

人材の募集及び求人の受付は、Ｅメールまたはアンケートシステム等を利用して、ポータルサイトの窓口で統一して行うようにする。

フォームと提出先を統一することにより、外部人材活用関連事業に係る申請情報をポータルサイトに集約することができる。同時に、提出されたフォームを自動的にデータベース化することのできるシステムを構築し、ポータルサイトに申請者（協力者及び学校側）のデータベースを作成する。データベースには、チェック項目等を参照して事業ごとに情報を出力できるよう設定を行い、各課・各担当者に各事業の情報を提供できるようにする。

こうして登録者及び求人側双方の応募フォームを統一することで、地域の人材にとっては利便性が更に向上し、学校側は必要な人材を選びやすくなりマッチングが容易になる。また、双方の情報がデータベース化され、蓄積することができる。

（3）統合窓口部署の設置

＜図２：彩校応援団窓口一元化後のフロー＞

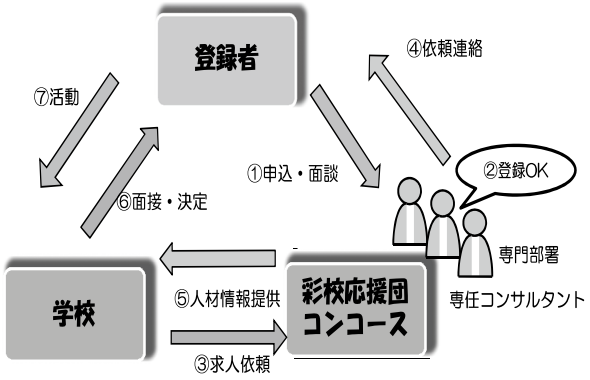


外部人材募集の窓口となる部署・担当を設置し、各課・各担当に分散していた窓口・調整業務等を統合する。設置した窓口では、応募者の面接や、募集と応募の調整を行う。地域人材と学校現場の調整に当たっては、現場を熟知した退職教員等を専任コンサルタントとして任用し、配置することを想定する（マッチングのフローについては、図２を参照。）

また、各段階での事業の進捗状況に合わせて、知事部局における人材バンク事業のポータルサイトへの情報掲載や、窓口・調整事務の統合を検討する。

なお、臨時的任用教職員や非常勤講師の募集に関する情報についても、当該ポータルサイトへの掲載を検討する。一方、義務教育諸学校における「学校応援団」の諸事業は、既に一元的かつ効果的に執行されている点や、市町村教育委員会が事業主体として行っている点に鑑み、原則として「彩校応援団」事業統合の対象とはしない。

こうして、外部人材活用事業の一元的窓口を設置することで、各課・各担当に分散していた業務の統合ができ、内部事務の効率改善が見込めるとともに、専門スタッフの配置により、人材の質の向上と迅速かつきめ細かな対応が可能となる。取組の結果、人材のマッチング率の向上、地域人材の活用が各校で増え、ひいては本県における地域の教育力が向上し、質的側面においての充足を達成できる見込みである。

## 7　おわりに

本稿は、県立学校での教職員の多忙化と、一方で小・中学校の学校応援団のような地域の方々の支援を受けるための環境が十分に整備されていないのでは、というのが議論の出発点である。

本稿に挙げた部署横断型の人材バンク設置は、他都府県の取組に範をとったモデルケースである。

人材バンク事業は、外部人材を活用する上で、ＰＲと事務の両面における効率化と同時に、調整プロセスの透明性を担保する意義も大きい。そのため、本稿で提案した学校諸活動の協力者を広く募るためだけでなく、社会福祉・災害対策等様々な面において活用できうる。この点において汎用的なプロセスではないかと考える。

しかしながら、人材バンクが分立してしまうと非効率を招くおそれもあるため、設計において慎重な議論が必要である。

結びに、本稿は、埼玉県内外の人材バンク関連事業担当者へのヒアリングを通して得られた貴重な意見や現状・課題についての知見が基礎となり、完成させることができた。本稿作成にあたってヒアリングに快諾いただいた方々に対し、この場を借りて厚くお礼申し上げたい。

**脚注**

1　第三次答申を受け作成された『我が国の文教施策』では、学校と地域社会とが密接に関わり合っており、かつ幼児児童生徒は地域社会で様々な影響を受け、望ましい人間形成を図るべきであるとし、また、当時の学校の閉鎖性への指摘から、「地域にひらかれた学校の推進」が盛り込まれている。

2　２００６年に東京都では、子どもの確かな学力や体力の基礎となる望ましい生活習慣を確立する上での核となるはずである家庭の教育力の低下を防ぐため、学校や地域社会と連携しながら支援する事業「子どもの生活習慣確率プロジェクト」

を発足させている。

3　平成18年実施の文部科学省委託調査によれば、全日制教員の残業時間における勤務を含む１日当たりの勤務時間は10時間である。このほか、部活動顧問をはじめ、休日の残業時間が１時間15～30分計上される。

4　文部科学省によれば「地域につくられた学校の応援団」、原則として中学校区単位への設置が想定された。

5　学校応援団とは、主に義務教育学校において学校単位で組織的かつ継続的にボランティア活動を行う取組である。協力を得る支援は主として以下４つ。

①　学習支援活動（読み聞かせ、校外学習引率補助）
②　安心・安全確保（登下校時の防犯パトロール、子ども１１０番の家）
③　学校環境整備支援（植え込み剪定、花壇整備、図書館蔵書整理）
④　部活動支援（指導支援や大会引率補助）

6　担当者へのヒアリングから。

7　平成18年の埼玉県高等学校教育課程改善委員会の学校設定科目「伝統・文化」設置検討部会において設置。国家・社会の形成者としての資質の育成を果たすために、自国及び他国の伝統・文化への理解と相互交流をねらう「埼玉の子ども70万人体験活動」として具体化されている。

8　今年度開始の事業。派遣者は平成24年６月18日～平成25年２月末までの間、15回以上の指導にあたる。

9　生涯スポーツの普及振興をねらいとした制度。一般県民（市民）の依頼に応じて、各種スポーツやレクリエーションの正しいルールや知識、技術を登録された指導者を派遣する仕組みで、昭和５５年に福岡市教育委員会と同市体育協会が先駆けとなった。

10　市区町村でも多くの先行事例があるが、本稿では都道府県を中心に紹介する。

11　「教員免許保有者登録型」とは、臨時的任用者や非常勤講師を登録し、小、中、高、特別支援学校への任用を効率化する仕組みである。愛知県、岐阜県、京都府などで実施。愛知県では、事業実施主体が公益法人化されているのが特徴的。

12　東京都担当課へのヒアリングによる。

13　退職教員等、現場を熟知した３名の非常勤職員が外部人材と現場のニーズをマッチング。学校からの問い合わせから活動の決定までに要する平均的な時間は215分。

14　担当課へのヒアリングによれば、平成24年10月１日現在、小学校4,143名、中学校887名の計5,030名が登録されている。

15　区市町村立学校の場合は、各教育委員会の謝礼基準に沿うこととなっている。

16　登録分野別、年齢構成別、職業別の人材バンク登録者掲載、紹介実績の例示、事業を利用した学校の声などを掲載し、事業の運用が明示されている。

17　彩校応援団とは、我々が提言する県立学校版の学校応援団の仮称である。彩の国の県立諸学校の活動に協力してもらうという趣旨から。コンコースとは、関連する事業を集約したポータルサイトの仮称で、協力の輪が集まる「広場」という意味から。

## 参考文献


◎　『我が国の文教施策』文部省、1987年
◎　「教員勤務実態調査（高等学校）報告書」文部科学省、2006年
◎　「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」中央教育審議会、2008年
◎　「学校支援地域本部事業実態調査研究」文部科学省、2010年
◎　「「伝統・文化」に関する学校設定科目」埼玉県教育委員会、2008年
◎　小川正人、勝野正章『教育経営論』日本放送出版協会、2008年
◎　『キャリア教育の更なる充実のために』―期待される教育委員会の役割―文部科学省国立教育政策研究所生徒指導研究センター、2011年
◎　江川玟成編『最新教育キーワード』時事通信社、2009年